

令和4年高島市教育委員会第2回臨時会

【 会 議 録 】

令和4年3月30日

## 令和4年高島市教育委員会第2回臨時会会議録目次

(令和4年3月30日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	2

### (議事の経過)

日程第1 議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について	4
日程第2 議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について	4
日程第3 議第17号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について	5
日程第4 議第18号 高島市立公民館職員の任命について	6
日程第5 議第19号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について	7
日程第6 議第20号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について	7
日程第7 議第21号 高島市小中一貫教育の実施に関する規則案	10

令和4年高島市教育委員会第2回臨時会会議録	
招集年月日	令和4年3月30日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午後2時00分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会 事務局職員	教育総務部長 日置 武司 教育指導部長 川島 浩之 教育総務部次長 (教育総務課長取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館長取扱) 山本 純子 社会教育課長 小川 祥枝 文化財課長 横井川 博之 市民スポーツ課長 玉木 健史 国スポ・障スポ大会推進課長 野崎 良樹 図書館長 柳森 和人 学校教育課長 饗庭 一弥 学事施設課長 山本 一郎 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 高島市社会教育委員の委嘱について 2. 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について 3. 高島市立地域学校協働活動推進員の委嘱について 4. 高島市立公民館職員の任命について 5. 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について 6. 高島市教育委員会事務局職員等の人事について 7. 高島市小中一貫教育の実施に関する規則案
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本臨時会の会議録署名委員は次の委員とした。 川原林 正英委員 田邊 栄美子 委員
閉会	午後2時29分

## 議事日程

令和4年3月30日（水）

午後2時00分 開会

### 第1 開会（挨拶）

### 第2 会議録署名委員の指名

### 第3 議事

日程第1 議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について

日程第2 議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第3 議第17号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第4 議第18号 高島市立公民館職員の任命について

日程第5 議第19号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

日程第6 議第20号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

日程第7 議第21号 高島市小中一貫教育の実施に関する規則案

### 第4 今後の日程

---

## 議 事 の 経 過

---

開 会 （午後2時00分）

（饗庭教育総務部次長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年高島市教育委員会第2回臨時会を始めます。

それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中を令和4年高島市教育委員会第2回臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。

令和3年度もコロナ禍、答えのない問いに立ち向かってきた1年間でありました。まだ収束の兆しは見えませんが、春の来ない冬はない、という言葉信じて、新しい年度も高島の志の教育の推進に努力していきたいと思えます。

さて、今日のように社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景から、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念のもと、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用し、社会との協働により社会に開かれた教育課程を実現することが求められています。そのため、学校だけではなく地域の皆さんと連携・協働して、子どもたちの成長を支えていくことを目的に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進してきており、市内全小中学校に学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールに指定するとともに、地域学校協働活動を始めて早や4年が過ぎようとしています。新型コロナウイルス感染拡大によって、2年間その体制の充実を阻まれる事態となっておりますが、発想を転換しますと、平成30年度にスタートしておかなければ、今日の体制に至っていなかった可能性があったとも考えられ、本市にとっては機を見て敏だったと考えています。5年目に入る新年度は第2ステージに入ることが必要と考え、学校運営協議会で熟議した内容を、学校・地域連携カリキュラムという目に見える形で家庭や地域の皆さんにお知らせし、さらなるご協力を得ながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めていきたいと考えており、学校ではその準備に入るよう指示しているところです。

委員の皆様には、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本日は、議事案件が7件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びになりますが、令和3年度末を迎え、ご縁をいただきお出会いした人との

別れ、そして、新しくご縁をいただく人と出会う時期となりました。人はご縁をいただき出会い、ご縁のおかげで人生を豊かで楽しいものにすることができると聞いたことがあります。今年度、ご縁をいただきましたすべての皆さんに心から感謝申し上げ、令和4年高島市教育委員会第2回臨時会の開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名委員を指名します。田邊委員、川原林委員、よろしくお願いいたします。

それではこれより、議事に入ります。日程第1 議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について、を議題とします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

本件は、高島市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員に次の者を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。

社会教育委員につきましては、年間数回の会議を開催し、市の社会教育の推進のため諸計画の立案や研究調査などを行っており、幅広い分野に対応するため学識経験者や、学校教育、社会教育、家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から委嘱することとしております。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。また、今回委嘱しようとしている8名のうち、5名は再任、3名は新任となります。新任となる委員のうち、伊庭 郁夫氏は、スポーツ少年団指導者で社会教育主事でもあり、社会教育の関係者として、また、安原 翼氏は高島市青年協議会会長であり、同じく社会教育の関係者として、最後に上田 洋平氏は、現在高島市が包括連携協定を結んでいる滋賀県立大学地域共生センターから学識経験者として委員に委嘱するものでございます。上田氏におかれましては、たかしま市民大学準備委員会の座長としても指導助言いただいております。

説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第15号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱につ

いて、を議題とします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

本件は、高島市立公民館の設置および管理に関する条例第6条第1項の規定に基づき、高島市公民館運営審議会に次の者を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。

公民館運営審議会委員につきましては、公民館長の諮問機関として社会教育委員と同様に、多様化する公民館での活動に対応するため学識経験者や、学校教育、社会教育、家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から委嘱することとしております。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。また、今回委嘱しようとしている11名のうち、10名の方は再任、1名の方は新任となります。新任となる橋本 圭子氏は、子育て支援グループ「サンサン」のメンバーとして家庭教育の分野で活動されているほか、安曇川地域のガールスカウトの代表も務められ青少年の育成活動にも取り組まれています。

説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第16号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第3 議第17号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について、を議題とします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

本件は、社会教育法第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱することについて議決を求めるものでございます。

地域学校協働活動推進員につきましては、設置要綱第4条の規定により、学校から推薦されました7名の方を推進員に委嘱するものでございまして、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。今回、各地域で取り組んでいる特色ある活動を継続して行うため、6名の方に再任いただき、また新たに新旭地域の小学校区で1名を増員して活動のさらなる充実を図り

たいと考えております。新任となる川島 美穂氏は、数年前から保護者ボランティアとして新旭北小学校での学習支援や行事支援などに積極的に関わっていただいております。また、湖西中学校では、外部指導者として部活動の指導をされており、学校運営協議会の委員も務めていただいております。地域と学校からの信頼も厚く、適任者であると考えます。

説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第17号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第4 議第18号 高島市立公民館職員の任命について、を議題とします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

本件は、社会教育法第28条の規定により、次の者を公民館職員に任命することにつき、議決を求めるものでございます。

令和4年度の公民館職員につきまして、名簿に記載の32名を任命することを、提案いたします。32名の内訳でございますが、公民館参与が6名、うち新任は1名でございます。また、社会教育指導員が15名、こちらは全員再任でございます。夜間管理人については10名ですが、今津公民館が今津東コミュニティセンターに移転することに伴い、夜間管理を行う日数が増えることから昨年度に比べ、1名を増員しております。任期は、いずれも、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間であります。

説明は、以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

( 異議なし )



(上原教育長)

異議がありませんので、議第18号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第5 議第19号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について、を議題とします。

本議案は人事に関する案件となりますので、関係する職員は退席してください。

( 関係職員退席 )

(上原教育長)

饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

議第19号 高島市立学校 学校運営協議会委員の任命について、でございます。本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条の規定に基づき、次の者を高島市立学校 学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求めるものであります。

学校運営協議会委員については、7ページから9ページのとおり、各小中学校あわせて100名、その内訳は、1号委員として対象学校の所在する地域の住民74名、2号委員として対象学校の児童生徒の保護者23名、3号委員として対象学校を担当する地域学校協働活動推進員2名、4号委員の該当者はありません。5号委員としてその他教育委員会が必要と認める者1名となります。

地域とともにある学校づくりを目指し、各学校の校長から推薦があった方々でございます。任期につきましては、ともに令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第19号は原案のとおり可決しました。

退席した職員は着席してください。

続きまして、日程第6 議第20号 高島市教育委員会事務局職員等の人事に

ついて、を議題とします。

本議案は人事に関する案件となりますので、関係する職員は退席してください。

( 関係職員退席 )

(上原教育長)

山本教育総務部次長。

(山本教育総務部次長)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、教育委員会事務局職員および高島市教育委員会事務局組織規則第2条に規定する教育機関の長等の任免につきまして、議決を求めるものであります。

10ページをご覧ください。対象となります、参事級以上の教育委員会事務局職員等の任免につきまして、ご説明いたします。

まず、市長部局から教育委員会事務局に異動となります一般行政職員を読み上げます。

部長級では、教育総務部長に、環境部次長から昇任となった木下 晃が、教育指導部長に、学校教育課長、兼ねて、教育相談・課題対応室長、兼ねて、教育研究所長から昇任となった饗庭 一弥が異動することになります。

次長級では、教育総務部次長、兼ねて、教育総務課長取扱に、市民生活部次長、兼ねて、市民協働課長取扱、兼ねて、定住推進室長取扱、兼ねて、新旭振興室長取扱であった井上 昌司が異動することになります。

課長級では、文化財課長、兼ねて、3つの資料館長、兼ねて、中江藤樹記念館長取扱に、財産管理課長であった水口 善広が、市民スポーツ課長に、環境政策課長、兼ねて、MICS センター所長、兼ねて、斎場所長であった森本 正明が、図書館長に、行財政改革課長であった玉木 智恵が、学校教育課長、兼ねて、教育相談・課題対応室長、兼ねて、教育研究所長に、学校教育課主監から昇任となった岡部 陽造が、学校給食課長、兼ねて、安曇川学校給食センター所長、兼ねて、新旭学校給食センター所長に、市民スポーツ課長であった玉木 健史が異動することになります。

主監級では、学校教育課主監に、学校教育課参事から昇任となった海東 茂樹が異動することになります。

参事級では、教育総務課参事に、保険年金課参事であった川越 純が、社会教育課および社会教育課地域教育連携室参事に、障がい福祉課参事であった河原田 徳人が、市民スポーツ課参事に、総務課主任から昇任となった荒木 友彦が、図書館参事に、マキノ支所参事であった平山 由美子が、市民会館参事に、都市政

策課参事であった前河 康史が、学校教育課参事に、滋賀県総合教育センター研修指導主事であった石田 多可子が、学校教育課参事に、高島中学校教諭であった神田 要が、学事施設課参事に、社会福祉課参事であった熊谷 賢治が異動することになります。

続きまして、教育委員会事務局から市長部局に異動となります一般行政職員を読み上げます。

次長級では、健康福祉部次長、兼ねて、高齢者支援局長に、教育総務部次長兼ねて 教育総務課長取扱であった饗庭 眞二が、健康福祉部次長、兼ねて、健康推進課長取扱 兼ねて コロナワクチン対策室調整担当監に、学校給食課長、兼ねて、安曇川学校給食センター所長、兼ねて、新旭学校給食センター所長から昇任となった長瀬 千恵美が異動することになります。

課長級では、国県事業対策課長に、文化財課課長、兼ねて、3つの資料館長、兼ねて、中江藤樹記念館長取扱であった横井川 博之が、医事課長に、図書館長であった柳森 和人が異動することになります。

参事級では、企画広報課参事に、学事施設課参事であった大浦 剛が、安曇川支所参事に、社会教育課参事であった山本 満が、環境政策課参事に、社会教育課、兼ねて、社会教育課地域教育連携室主任から昇任となった井上 桂子が、農村整備課参事に、教育総務課参事であった上原 真哉が異動することになります。

続きまして、教育委員会から市内小中学校に帰任する教職員を読み上げます。

部長級、安曇川中学校長に、教育指導部長であった川島 浩之が帰任となります。

参事級では、安曇小学校教頭に、教育指導部学校教育課参事であった三宅 貴子が帰任となります。

続きまして、退職者を読み上げます。教育総務部長であった日置 武司、教育指導部今津学校給食センター調理師であった桂田 みさおの2名が、明日3月31日をもって、定年退職となります。

対象者は、以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第20号は原案のとおり可決しました。

退席した職員は着席してください。

続きまして、日程第7 議第21号 高島市小中一貫教育の実施に関する規則案、を議題とします。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

議第21号 高島市小中一貫教育の実施に関する規則案について、説明いたします。

小学校および中学校が相互に密接な連携のもとで小中一貫教育を実施することに関し、必要な事項を定める高島市小中一貫教育の実施に関する規則を制定することにつき、議決を求めるものであります。

高島学園のような施設隣接型と、他の5つの中学校区のような施設分離型のいずれかで、小中一貫教育の取り組みを進める中で、教育委員会の任命を受けた学園長、統括校長および中学校区ごとのコーディネーターが、高島市小中一貫教育推進会議を組織し、小中一貫教育標準カリキュラム、教育環境、指導体制等の小中一貫教育推進における諸課題について協議いただくこととなります。本規則は、令和4年4月1日からの施行となります。

以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第21号は原案のとおり可決しました。続きまして、「4. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました臨時会の内容は、すべて終了しました。これもちまして本日の臨時会を終了します。

臨時会終了 午後2時29分